

授乳服の購入を補助します (美浦村授乳服購入補助事業)

美浦村にお住まいの子育て家庭を支援するため、授乳服の購入費用を補助する事業がスタートします。

授乳服とは「服を着たまま授乳しやすい機能」を持った衣服です。

赤ちゃんをともなう外出。授乳室を完備している施設が増えている一方で、屋外でのレジャー、授乳室の設置が難しい小さな店舗等、思うように授乳できない状況は数多く存在しています。そのような場所にもお母さんが安心して出かけていけるように、授乳服には「場を選ばず、そっと授乳することができる工夫」が施されています。美浦村では、この授乳服の購入費用を次のとおり補助します。

■対象者 次のすべての条件を満たす方

- ・平成29年4月1日以降に「母子健康手帳」の交付を受けた方
- ・授乳服購入日および申請日に美浦村に住所を有している方
- ・申請する方および同一世帯員の方が、村税等を完納している方

■補助金額 上限額8,000円(ただし母子健康手帳1冊に対して1回) ※上限額の範囲内であれば、複数枚数補助することも可能です。

■申請に必要なもの

- ・美浦村授乳服購入補助金交付申請書兼請求書
※村ホームページよりダウンロードすることができます。
- ・購入店名および品名に「授乳服」と記載された領収書原本
- ・インターネット等で購入し、領収書原本等の提出が困難な場合は、申請者が当該授乳服を購入したことが証明できる書類
- ・村税等納付(納入)状況確認承諾書※窓口で記載していただきます。

■申請期限 授乳服を購入した日から1年以内

■申請・相談 子育て支援センター(地域交流館みほふれ愛プラザ内) ☎029-885-6511



授乳服に関する疑問は
子育て支援センター職員
にご相談ください。

現況届・所得状況届を出しましょう

児童扶養手当・特別児童扶養手当

◎児童扶養手当とは

離婚・死亡・遺棄等の理由で、父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

◎特別児童扶養手当とは

精神、知的または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

※それぞれ所得制限等の支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。



「現況届」「所得状況届」をお忘れなく!!

すでに認定を受けている方も、毎年8月末日までに「現況届(児童扶養手当受給者)」「所得状況届(特別児童扶養手当受給者)」を提出しなければ、8月分以降の手当が受けられなくなってしまうです。

これらの届は、前年の所得および支給要件を確認し、継続支給の有無を判断する目的で提出していただくものです。現在手当を受給している方(支給停止者を含む)を対象に、届出用紙をお送りしますので、関係書類を添えて下記の窓口へ提出してください。

◇問合せ・窓口 児童扶養手当：教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340 内線232
特別児童扶養手当：役場福祉介護課 ☎029-885-0340 内線111・112